

# 使用許諾契約書

## ソフトウェア名称：

本契約は、JIPテクノサイエンス株式会社（以下「JTS」といいます。）指定の注文書に記載されている住所の事業所様（以下「お客様」といいます。）が標記ソフトウェアの仕様を、確認、承認の上で注文したものでありその使用に関してお客様とJTSとの間で締結される契約です。

お客様が本契約に同意できない場合には、未開封のままのパッケージおよびプロテクトキー（プロテクトキーが同梱されている場合）を納入後7日以内に購入店（JTSの各支店）へ書面にて連絡ののち2日以内に返品してください。請求書の発行を中止または取消しさせていただきます。また、現金取引の場合は領収書（購入を証するものを含む）と引替えに代金を返還させていただきます。

なお、契約の発効は、原則としてお客様がパッケージを開封した時点としますが、JTSがお客様にパッケージ等を送付後10日経過した場合には、パッケージが開封されたものとみなすことに双方同意するものとします。

## 第1条（定義）

本契約にて使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- 1) パッケージ：ライセンスメディア（標記ソフトウェア、ユーティリティ、キー情報ファイルを含む）、印刷物、その他同梱されている一切のものをいいます（プロテクトキーを除く）。
- 2) プロテクトキー：標記ソフトウェアの使用権限を内蔵するもので、JTSがお客様へ貸与するUSB対応の器具をいいます。

## 第2条（使用許諾）

JTSは、標記ソフトウェアに関し、以下のとおり使用許諾を付与します。

- 1) お客様は、標記ソフトウェアをJTS指定の注文書に記載された住所の事業所内、いずれのコンピュータ上においても、プロテクトキーに登録されているライセンス数分同時に使用することができます。
- 2) ネットワークで運用する場合、JTS指定の注文書に記載された住所の事業所内に限ります。事業所間をまたがった使用は許諾しておりません。

2. お客様は、標記ソフトウェアを自己の目的以外で使用することはできません。また、第三者に有償無償を問わず譲渡または貸与、レンタル、リースあるいは使用させることもできません。

## 第3条（著作権）

標記ソフトウェアの著作権は、JTSが有するものであり、日本国著作権法および国際条約により保護されていますので、お客様は、標記ソフトウェアを他の著作権保護対象物と同じように取り扱わなければなりません。

## 第4条（保証・交換）

お客様は、標記ソフトウェアが記録されたライセンスメディアおよびプロテクトキーを受領後30日以内に物理的障害の有無を検査し、障害等が発見した場合は遅滞なくJTSに連絡するものとし、JTSは破損部分を無償で交換するものとします。

2. 保証・交換の対象は、標記ソフトウェアの最新バージョンに限りです。
3. 標記ソフトウェアの最新バージョンに隠れたる瑕疵が発見され、修補が終了した時点で修補終了版を無償提供するものとします。ただし、JTSサイト（<https://www.jip-ts.co.jp/support/service/>）に記載のあるサポートの契約を締結されているお客様のみとなります。
4. プロテクトキーを紛失した場合には、本契約第14条第3項(2)の定めにより契約は自動的に終了とします。標記ソフトウェアを継続して使用する場合には改めて使用許諾権を再購入して頂きます。
5. お客様の都合によるプロテクトキーの交換は、原則として有償となります。

## 第5条（使用許諾料）

お客様は、標記ソフトウェアの使用許諾料として最新版の製品カタログやJTSサイト（<https://www.jip-ts.co.jp/>）の製品情報に記載されている使用許諾料を支払うものとします。追加ライセンスの使用許諾料についても同様とします。

## 第6条（支払条件）

本契約に基づく使用許諾料の支払いについて、お客様は、JTSから受領した標記ソフトウェアの請求書に記載された金額を、記載された期日までに、JTS指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとし、振り込み手数料はお客様の負担とします。

2. お客様が支払期限を遅延した場合、JTSは日歩4銭の割合で遅延損害金をお客様に請求できるものとします。
3. 前項の支払遅延が2ヵ月以上となった場合、JTSは、第14条第1項(7)を適用し、本契約を解除できるものとします。

## 第7条（ソフトウェアの改変）

お客様は、ライセンスメディアおよびプロテクトキーについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブラをしてはなりません。

2. お客様は、標記ソフトウェアのマニュアルに規定してある場合を除いて、標記ソフトウェアに付随するライセンスメディア、マニュアルおよびその他の印刷物を複製・貸与・譲渡・解析・改変すること、またはその複製・貸与・譲渡・解析・改変を試みることをしてはなりません。
3. お客様は、プロテクトキーを紛失、または盗難にあわないよう、かつ第三者により複製または解析されないよう、その保管に

ついて最善の措置を講じなければならぬものとします。

## 第8条（損害賠償）

お客様が本契約に違反する行為または不正もしくは不法な行為によってJTSに損害を与えた場合、JTSは、当該お客様に対してJTSの被った損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第9条（免責）

標記ソフトウェアの選択・使用・使用結果・運用管理はお客様の判断によるものであり、標記ソフトウェアの使用によってお客様または、第三者に生じた損害について、JTSは一切の責任を負わないものとします。

## 第10条（秘密保持義務）

お客様は、標記ソフトウェアから知り得た情報・知識を使って類似ソフトウェアを作成すること、および第三者に知り得た情報・知識を有償無償方法に関らず開示することはできません。

2. 前項の秘密保持義務は、本契約の終了後も有効とします。

## 第11条（安全保障輸出管理法等法令遵守義務）

お客様は、標記ソフトウェアの使用にあたっては、安全保障輸出管理に係る法令等を遵守しなければなりません。

## 第12条（個人情報保護方針）

標記ソフトウェアの注文にあたってJTSが入手したお客様の個人情報に関しては、JTSの個人情報保護方針に基づいて管理されるものとします。JTSの個人情報保護方針はJTSサイト（<https://www.jip-ts.co.jp/privacy/>）で参照できます。

## 第13条（契約期間）

本契約は、同梱のパッケージを開封した時より発効し、開封時を起算日として5年間効力を有するものとします。ただし、お客様またはJTSのいずれかから本契約期間満了1ヵ月前までに相手方に対して、本契約終了または変更の申し出をしない限り、本契約は自動的に1年間更新し、以後も同様とします。

## 第14条（契約の解除、解除、終了）

お客様またはJTSは、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- 1) 支払いの停止があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けもしくは自ら申立てたとき
- 2) 手形もしくは小切手等の決済ができなかったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 3) 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立てまたは差押の処分を受けたとき
- 4) 合併、解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
- 5) 相手方の信用毀損する行為または活動を行ったとき
- 6) 不正行為または相手方の業務遂行の妨害行為を行ったとき
- 7) 支払能力に支障が生じたとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- 8) 本契約に著しく違反したとき
- 9) 本契約に違反し、相当期間を定めとした催告後も是正されないとき
- 10) 反社会的勢力に該当することが判明したとき
2. 前項の場合、解除された相手方はただちに期限の利益を失うものとします。
3. 次の各号に該当する事由が生じた場合、本契約は自動的に終了とします。

- 1) お客様が使用権を放棄したとき
- 2) プロテクトキーの存在をJTSが確認できなくなったとき

## 第15条（反社会的勢力への対応）

お客様は、過去、現在、将来において、自己および自己が実質的に経営支配する会社ならびにその主要な出資者、役員が暴対法に定める反社会的な勢力ではなく、利用、交際、便宜供与等の一切の関わり合いがないことを証明、保証し誓約します。

2. お客様がこの証明等に反することとなった場合には、本件に係る契約を直ちに解約されても異存ありません。

## 第16条（契約終了後の措置）

期間満了、解除その他の理由により本契約が終了した場合、ただちにお客様はプロテクトキーをJTSに返却するものとします。

## 第17条（明文のない事項）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、JTS・お客様協議の上、定めるものとします。

## 第18条（合意管轄）

JTSおよびお客様は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。